

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令について

環 境 省

環境省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を制定・改正したので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題名

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令（令和6年環境省令第34号）

2. 根拠法令項

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。以下「法」という。）附則第2条

3. 意見公募手続を実施しなかった理由

法の施行により、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律が廃止されることに伴って、当然に廃止するものであり、行政手続法第39条第4項第7号に該当するため、意見公募は実施していません。